

## ◆最高限度額

国民健康保険税はその性格から応能原則の適用からある程度の限度を設けることが適当と考えられています。最高限度額は次の表のように設けられています。

区 分	最高限度額
基礎課税額	51万円
後期高齢者支援金等課税額	14万円
介護納付金課税額	12万円

## ◆申告と納税

市町村から送付される納税通知書により、各市町村の条例で定める納期限（通常4月、7月、10月、1月の4回）までに納めます。

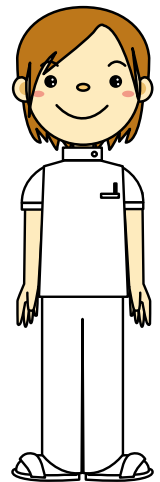
奈良県内では各市町村の条例により納期が4期～10期の間で定められています。約2/3の市町村が納期を8期と定めています。

## ◆月割課税制度

国民健康保険税には、地方税法上に月割課税制度の明文規定はありませんが、税負担の不合理等を是正する意味から、市町村の条例により行うことが可能で、次の場合などに行われます。

- ア) 賦課期日後の他の市町村からの転入や転出による納税義務の発生や消滅があった場合。
- イ) 世帯員の賦課期日後の他の社会保険等への加入や離脱があった場合。
- ウ) 出生や死亡等により一世帯に属する被保険者の増減があった場合。

このような場合、速やかに住所地の市町村の窓口で申告する必要があります。



## 入湯税（市町村税）

この税は、鉱泉浴場所在の市町村が環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設その他消防活動に必要な施設の整備や観光の振興などの費用に充てるため課税される目的税です。

## ◆納める人

鉱泉浴場（温泉）を利用した人が、鉱泉浴場（温泉）の経営者を通じて納めます。

## ◆納める額

浴場の利用者1人1日について150円（標準税率）です。

※具体的な税率については、各市町村の条例で決められています。

※1泊2日の入湯者は1日として取り扱います。

## ◆申告と納税

浴場の経営者が、毎月分を市町村の条例で定める納期限までに申告し、納めます。

